

農業振興地域整備計画変更手続き(清須市における事務の流れ)

令和6年3月 清須市作成

手続きの流れ	4月案件	7月案件	10月案件	1月案件	備考
農用地利用計画変更申出事前相談	2月9日まで	5月9日まで	8月9日まで	11月9日まで	事前相談がない場合は受付ができません。必ず担当と日程調整をした上で、事前相談を行ってください。 ※期限が土日祝の場合は、前営業日となります。
農用地利用計画変更申出書受付	2月10日まで	5月10日まで	8月10日まで	11月10日まで	※期限が土日祝の場合は、翌営業日となります。
農用地利用計画変更についての 関係機関への協議及び回答の受理  愛知県への事前報告  現地調査(市担当者及び尾張農林水産事務所担当者)  農業振興地域整備計画変更の事前調整について協議	約2ヶ月				申出書添付書類について、補正事項がある場合は、適宜対応していただく必要があります。
尾張地域農業振興地域整備対策班会議	4月下旬	7月下旬	10月下旬	1月下旬	
農用地利用計画変更申出に係る事前協議について(通知)	5月上旬	8月上旬	11月上旬	2月上旬	農地転用許可申請受付可能 (毎月10日締切 土日祝繰下げ)
農業振興地域整備計画変更(案)の公告縦覧 (縦覧30日、意見書の提出15日 計45日)	5月上旬から6月下旬	8月上旬から9月下旬	11月上旬から12月下旬	2月上旬から3月下旬	
農業振興地域整備計画変更の協議申請	意見書の提出終了したい	意見書の提出終了したい	意見書の提出終了したい	意見書の提出終了したい	
農業振興地域整備計画変更の公告	7月中	10月中	1月中	4月中	

※上記の期間については、あくまで目安となります。協議内容や事務手続きの状況により時間をいただく場合があります。